

## 指導・監査について

- ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院
- ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

福祉総務課指導監査係

# 目次

1 指導と監査について

2 運営指導において指摘が多かった項目について

3 運営上の留意事項について

4 自己点検票の活用について

# 1 指導と監査について

## 指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

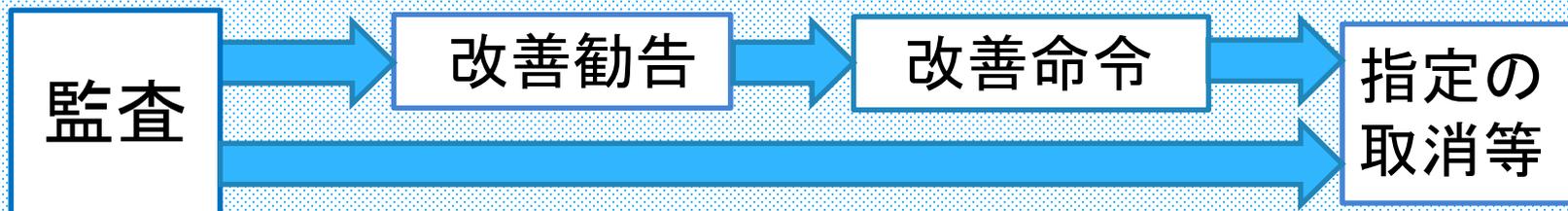
- **介護サービスの実施状況指導**（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- **最低基準等運営体制指導**（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

## 監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある（又はその疑いがある）場合等



## 2 運営指導において指摘が多かった項目について

- ① 運営規程、重要事項説明書
- ② 加算
- ③ 虐待の防止
- ④ 衛生管理等
- ⑤ その他

## 運営規程、重要事項説明書

### 1 運営規程と重要事項説明書とで、内容が相違している事例

営業日、実施地域、従業者の員数等の内容が相違している事例がありましたので、実態と乖離することがないように、見直しを行ってください。

※従業者の員数については、「〇人以上」と記載することが可能です。

### 2 保管されている重要事項説明書等について、別紙により説明されているにもかかわらず、別紙が編綴されていない事例

重要事項説明書等は、説明時に使用した別紙も一緒に編綴して保管してください。

## 運営規程、重要事項説明書

### 3 運営規程の内容が不足している事例

「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載してください。

# 加算

※加算の要件は他にもあります。ここでは特に注意していただきたい事項を取り上げています。

## 1 夜勤職員配置加算・夜間支援体制加算

職員配置等の加算の要件を満たしていることについて、必ず、毎月確認するようにしてください。

## 2 看取り介護加算

- ① 看取りに関する指針について、入所・入居時に、利用者又はその家族に対し説明し、同意を得てください。
- ② 看取りに関する職員研修の記録を残してください。

## 加算

### 3 個別機能訓練加算

3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認し、記録を残してください。【短期所生活介護】

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同で個別機能訓練計画を作成したことがわかるように記録を残してください。

# 加算

## 4 褥瘡マネジメント加算

評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに褥瘡ケア計画を多職種の共同により作成してください。

医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して褥瘡ケア計画を作成し、その内容がわかるように記録を残してください。

また、褥瘡管理の実施について、管理の内容や利用者の状態について定期的に記録を残してください。

※計画作成に医師が参加できない場合、当該医師の指示を受けた創傷管理関連の研修を修了した看護師や皮膚・排泄ケア認定看護師の参加で差し支えありません。

# 虐待の防止

## 1 虐待の防止のための指針の内容が不足している事例

指針には、次のような項目を盛り込んでください。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

## 衛生管理等

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していない、または、その結果を従業者に周知徹底していない事例

委員会は6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図り、記録を必ず残してください。

## 衛生管理等

### 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない、または内容が不十分な事例

必ず指針を整備してください。

また、指針には、次のような項目を盛り込んでください。

#### 平常時の対策

- ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）

#### 発生時の対応

- ・ 発生状況の把握
- ・ 感染拡大の防止
- ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
- ・ 行政等への報告

※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省「介護現場における感染対策の手引き」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>を参照してください。

## その他

- 1 各種委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底や、各種研修について、実施されているものの、記録が残されていない事例

実施されたことが確認できませんので、記録は必ず残すようにしてください。

### 3 運営上の留意事項について

# (1) 業務継続計画の策定等

令和6年4月1日から、業務継続計画の策定が義務付けられています。

策定の際には以下を参考にしてください。

介護施設・事業所における**感染症発生時**の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

介護施設・事業所における**自然災害発生時**の業務継続計画ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

業務継続計画について、以下の措置も必要です。

- ・従業者に対する周知
- ・研修
- ・訓練
- ・定期的な見直し

策定していない場合、**令和6年4月に遡っての減算**となります。

## (2) 虐待の防止に係る措置

令和6年4月1日から、虐待の防止に係る措置が義務付けられています。  
虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる必要があります。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - ④①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- ①～④の措置を一つでも講じていない場合、減算となります。

### (3) 身体的拘束等の適正化

令和6年4月1日から、身体的拘束等の適正化が義務付けられています。  
緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束を行うことはできません。

- ①身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - ②身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催する。
  - ③身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ④身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- ①～④の措置を一つでも講じていない場合、**減算**となります。

## (4) 栄養管理

【対象:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

＜手順＞

- 1 入所者の栄養状態を入所時に把握すること
- 2 医師・※**管理栄養士**・看護師・介護支援専門員その他の職種で共同して入所者ごとの栄養ケア計画を作成すること
- 3 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、**管理栄養士**が栄養管理を行うとともに、栄養状態を敵的に記録すること
- 4 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

※**管理栄養士**:栄養士のための配置等の場合は併設施設等の管理栄養士との連携も可

基準を満たさない場合、**減算**となりますので注意してください。

## (5) 口腔衛生の管理

【対象：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと

<手順>

- 1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る**技術的助言及び指導を年2回以上**行うこと
- 2 1の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の**管理体制に係る計画**を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①助言を行った歯科医師 | ②歯科医師からの助言の要点 |
| ③具体的方策      | ④当該施設における実施目標 |
| ⑤留意事項・特記事項  |               |

## (6) レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

<参考>

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

## 【参考】令和7年度 事業種別実施状況

		対象事業所数	実施事業所		うち指摘あり			
				実施率		指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還がある割合
訪問系	訪問介護	147	13	9%	6	46%	0	0%
	夜間対応型訪問介護	1	1	100%	1	100%	0	0%
	訪問入浴介護	5	0	-	-	-	-	-
	訪問看護	75	8	11%	7	88%	0	0%
	訪問リハビリテーション	7	3	43%	1	33%	0	0%
	福祉用具貸与・販売	42	4	10%	2	50%	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	11	4	36%	2	50%	0	0%
	小計	288	33	11%	19	58%	0	0%
居宅介護支援	居宅介護支援	161	21	13%	8	38%	0	0%
	介護予防支援	24	0	-	-	-	-	-
	小計	185	21	11%	8	38%	0	0%
通所系	通所介護	87	14	16%	8	57%	0	0%
	地域密着型通所介護	102	17	17%	3	18%	0	0%
	認知症対応型通所介護	14	2	14%	1	50%	0	0%
	通所リハビリテーション	15	7	47%	3	43%	0	0%
	小規模多機能型居宅介護	37	6	16%	4	67%	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	6	1	17%	1	100%	0	0%
	ミニデイサービス	7	0	-	-	-	-	-
	小計	268	47	18%	20	43%	0	0%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	3	9%	1	33%	0	0%
	介護老人保健施設	15	9	60%	7	78%	1	14%
	介護医療院	4	2	50%	2	100%	0	0%
	短期入所生活介護	72	10	14%	2	20%	0	0%
	短期入所療養介護	18	10	56%	6	60%	1	17%
	特定施設入居者生活介護	15	1	7%	1	100%	0	0%
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	0	0%
	認知症対応型共同生活介護	74	10	14%	8	80%	1	13%
	小計	250	38	15%	22	58%	3	14%
合計	991	139	14%	69	50%	3	4%	

※実施事業所数は、令和8年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

## 4 自己点検票の活用について

# 自己点検票の活用について

適正な事業所の運営、報酬請求のために、定期的に自己点検を行ってください。  
長崎市のホームページから自己点検票をダウンロードできますので御活用ください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページのトップページから「介護サービス事業者に対する運営指導の事前提出資料様式(令和7年度)」を検索

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/54406.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

The screenshot shows the Nagasaki City website page for downloading the self-inspection form. The page title is "介護サービス事業者に対する運営指導の事前提出資料様式 (令和7年度)". The page content includes a table of contents, a section for "運営指導資料の事前提出について" (Regarding the advance submission of operation guidance materials), and a section for "介護サービス事業者運営指導資料様式 (令和7年度)" (Self-inspection form for nursing service providers, Heisei 27). The latter section lists seven items for download, including forms for home care, home care management, and nursing care.

長崎市  
NAGASAKI CITY

本文へ | [English languages](#)

検索欄: 探し方がわからないときは

メニュー | 検索

ページID: 0054406 | 更新日: 2025年6月19日更新 | 印刷ページ表示

▶ ページ内目次

**運営指導資料の事前提出について**

運営指導資料の事前提出について、電子申請サービスを利用して提出できるようになりました。

電子申請サービスを利用して提出する場合はこちらから、<外部リンク>

電子申請サービスを利用して提出する際の手順は、こちらを確認してください。  
(PDFファイル/672KB)

※引き続き、郵送等での提出も可能です。

**介護サービス事業者運営指導資料様式 (令和7年度)**

運営指導の実施通知は実施日のおおむね1か月前にお送りしますので、事前に提出ください。  
令和7年度に運営指導がない事業所におかれましては、資料の中の自己点検票を運営指導確認にご活用ください。

**居宅サービス (介護予防・総合事業を含む)**

1. 訪問介護・共生型訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/276KB)
2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/235KB)
3. 訪問看護・介護予防訪問看護  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/117KB)
4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/90KB)
5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/80KB)
6. 通所介護・共生型通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/316KB)
7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション  
令和7年度 運営指導資料 (Excelファイル/294KB)

このページを閲覧している人は  
こんなページも見ています

AI (人工知能) は  
こんなページをおすすめします

加齢等の届出(障害サービス・介護サービス・介護予防サービス)

居宅サービス事業者等の申請(届出)表様式

介護保険で利用できるサービス

指定障害者支援施設推進計画-指定障害福祉サービス事業者運営指導資料様式(令和7年度)

地域型居宅サービス事業者等の申請(届出)表様式

見つからないときは  
よくある質問と回答

TOP